

会 議 録

会 議 の 名 称	第 1 回 枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会 枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定委員会 枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定委員会
開 催 日 時	平成 29 年 7 月 10 日 (月) 午後 6 時 45 分から 午後 8 時 30 分まで
開 催 場 所	枚方市役所 4 階 特別会議室
出 席 者	会 長：相模 太朗 委員 副会長：服部 純子 委員 委 員：小寺 鐵也 委員、中村 亜紀 委員、橋本有理子 委員
欠 席 者	なし
案 件 名	<p>【枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会】</p> <p>(1) 会長、副会長の選任について (2) 委員会の運営について (3) 枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定候補者選定について</p> <p>①枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況について ②枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者募集要項、基本仕様書について ③枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定基準について</p> <p>【枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定委員会】</p> <p>(1) 会長、副会長の選任について (2) 委員会の運営について (3) 枚方市立くずは北デイサービスセンター指定候補者選定について</p> <p>①枚方市立くずは北デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況について ②枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者募集要項、基本仕様書について</p>

	<p>③枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定基準について</p> <p>【枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定委員会】</p> <p>(1) 会長、副会長の選任について</p> <p>(2) 委員会の運営について</p> <p>(3) 枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定候補者選定について</p> <p>①枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況について</p> <p>②枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者募集要項、基本仕様書について</p> <p>③枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定基準について</p> <p>(4) その他について</p>
提出された資料等の名 称	<p>【枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会】</p> <p>資料 1 諮問書 (写)</p> <p>資料 2 委員名簿</p> <p>資料 3 枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況について</p> <p>資料 4 枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者募集要項 (案)</p> <p>資料 5 枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター管理運営業務基本仕様書 (案)</p> <p>資料 6 枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定基準 (案)</p> <p>資料 7 枚方市立特別養護老人ホーム条例・枚方市デイサービスセンター条例</p> <p>資料 8 枚方市審議会等の会議当に関する規程 (抜粋) / 枚方市情報公開条例 (抜粋)</p> <p>資料 9 枚方市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例</p> <p>資料 10 枚方市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則</p> <p>資料 11 地方自治法 (抜粋・第 244 条の 2)</p> <p>【枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定委員会】</p> <p>資料 1 諮問書 (写)</p> <p>資料 2 委員名簿</p> <p>資料 3 枚方市立くずは北デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況について</p> <p>資料 4 枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者募集要項 (案)</p> <p>資料 5 枚方市立くずは北デイサービスセンター管理運営業務基本仕様書 (案)</p> <p>資料 6 枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定基準 (案)</p>

	<p>資料7 枚方市デイサービスセンター条例</p> <p>資料8 枚方市審議会等の会議当に関する規程(抜粋)/枚方市情報公開条例(抜粋)</p> <p>資料9 枚方市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例</p> <p>資料10 枚方市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則</p> <p>資料11 地方自治法(抜粋・第244条の2)</p> <p style="text-align: center;">【枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定委員会】</p> <p>資料1 諮問書(写)</p> <p>資料2 委員名簿</p> <p>資料3 枚方市立雑郷福祉会館デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況について</p> <p>資料4 枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者募集要項(案)</p> <p>資料5 枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター管理運営業務基本仕様書(案)</p> <p>資料6 枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定委基準(案)</p> <p>資料7 枚方市デイサービスセンター条例</p> <p>資料8 枚方市審議会等の会議当に関する規程(抜粋)/枚方市情報公開条例(抜粋)</p> <p>資料9 枚方市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例</p> <p>資料10 枚方市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則</p> <p>資料11 地方自治法(抜粋・第244条の2)</p>
決 定 事 項	<p>【枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長に相模委員を、副会長に服部委員を選任することを決定 ・会議は非公開、会議録は作成の上、本委員会の答申後に公開、委員会への提出資料は資料2の掲載内容を除き、本委員会の答申後に公開とすることについて決定 ・枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者募集要項(案)について、原案のまま確定することを確認 ・枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター管理運営業務基本仕様書(案)について、原案のまま確定することを確認 ・枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定基準(案)について、原案のまま確定することを確認 <p style="text-align: center;">【枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長に相模委員を、副会長に服部委員を選任することを決定 ・会議は非公開、会議録は作成の上、本委員会の答申後に公開、委員会への提出資料は資料2の掲載内容を除き、本委員会の答申後に公開とすることについて決定

	<ul style="list-style-type: none"> ・枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者募集要項（案）について、原案のまま確定することを確認 ・枚方市立くずは北デイサービスセンター管理運営業務基本仕様書（案）について、原案のまま確定することを確認 ・枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定基準（案）について、原案のまま確定することを確認 <p>【枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長に相模委員を、副会長に服部委員を選任することを決定 ・会議は非公開、会議録は作成の上、本委員会の答申後に公開、委員会への提出資料は資料 2 の掲載内容を除き、本委員会の答申後に公開とすることについて決定 ・枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者募集要項（案）について、原案のまま確定することを確認 ・枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター管理運営業務基本仕様書（案）について、原案のまま確定することを確認 ・枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定基準（案）について、原案のまま確定することを確認
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	<p>【枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会】 非公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・枚方市情報公開条例第 6 条第 6 号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。 <p>【枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定委員会】 非公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・枚方市情報公開条例第 6 条第 6 号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。 <p>【枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定委員会】 非公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・枚方市情報公開条例第 6 条第 6 号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	本委員会の答申後に公表
傍聴者の数	—
所管部署 (事務局)	長寿社会部 長寿社会総務課

審 議 内 容

(開会 午後6時45分)

【枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会】

(事務局) それでは、ただいまから第1回枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会を開会いたします。

本委員会の会長が選任されるまでの間、委員会の進行をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、本日、本委員会に対し、枚方市長から諮問書が提出をされております。

皆様のお手元にも紙ファイルの中に「資料1」としてその写しをお配りしております。

本委員会は、この諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして調査・審議し、答申を行っていただくために設置した委員会でございます。

本日を第1回とし、御答申いただきますまで本日を含めまして全5回、御審議いただく予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日の出席委員は現在のところ4名で、過半数以上の出席をいただいておりますので本日の会議が成立している旨、御報告いたします。

それでは、次に、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、お手元の紙ファイルにつづらせていただいております。

まず、最初に、本日の委員会の日程を記した紙が1枚ございます。

次に、「資料1」から「資料11」と参考資料がございまして、それぞれの該当の資料番号をインデックスで表示しております。

また、紙ファイルとは別に「指定管理者選定委員会の開催日程(案)」というA4横長、1枚ものの日程表と先ほどの「別紙参考資料」を別途お配りしています。

資料は以上ですが、配付漏れ等はありませんでしょうか。

それでは、次に、委員会への諮問内容に係る説明に移らせていただきます。

お手元の「別紙参考資料」の裏面をごらんいただきますようお願い申し上げます。

本委員会の諮問対象である「枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター」の選定内容について記載しております。

資料の表、左端の列に選定方法などの区分を、真ん中の例に本施設、枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターにおける選定内容を、また、右端の列には、参考資料といたしまして本市における指定管理者制度の運用における原則的な取り扱いをそれぞれ記しております。

上から参りまして、まず、本施設の選定方法といたしましては、指定管理者を「公募」することとしております。

次に、指定管理期間につきましては、本市では指定管理期間を原則5年間としており、枚方市特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターにつきましても5年間としており

ます。

次に、指定管理料・利用料金制の別につきましては、利用料金制によるものとしております。これは施設の使用料について、市の収入ではなく指定管理者の収入とし、その収入を持って施設の管理運営を行うものでございまして、本市から指定管理者への委託料（指定管理料）の支払いはないものでございます。

以上が、本施設の選定に際しての基本的な事項でございます。

なお、施設概要や募集要項、仕様書等の詳細につきましては、後ほど御説明をいたします。

委員の皆様におかれましては、市長の諮問に応じ、申請団体・事業所が提案してまいります事業計画書等の内容について、管理運営に当たっての費用・効果・管理能力等、総合的に各申請団体を比較検討いただき、委員会で採点いただくことにより、最も得点が高い団体を指定候補者として御答申いただくものでございます。

説明は以上となりますが、ここまでで何か御質問等はございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

案件（１）会長、副会長の選任について

（事務局） それでは、案件を御審議いただきたいと思っております。

まず、案件（１）会長、副会長の選任についてですが、本委員会には、本市条例施行規則の規定により、委員の皆様方の互選により、会長、副会長を各１名置くこととなっております。

事務局といたしましては、本市の公の施設に係る指定管理者選定委員会の例に習い、適宜、法的、また、財務的な事項に御留意いただきながら、各委員の豊富な知識、御経験によりまして活発な御議論をお願いしたいと考えておりました。そうした観点から、会長を弁護士の相模太郎委員に、副会長を税理士の服部純子委員をお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、会長に相模太郎委員、副会長に服部純子委員を選任いただくことを御承認いただきました。

恐れ入りますが、相模委員、服部委員は、会長、副会長の席へ移動をお願いいたします。

〔会長・副会長席に移動〕

それでは、会長、副会長より、一言御挨拶をいただきたいと思っております。

（会長） ただいま本選定委員会の会長に選任いただきました相模でございます。

本委員会は、指定候補者の選定を適正に行うため、枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会として、必要な調査、審議及び答申をするために構成されたものでございます。

会議の進行に当たりましては、皆様方の御理解と御協力を賜りますよう、お願いいたします。以上、簡単ですが、御挨拶とさせていただきます。

（副会長） ただいま本委員会の副会長に選任いただきました服部でございます。

相模会長を補佐し、会議の円滑な進行に努力いたしますので、御協力のほどよろしくお願

いたします。

(事務局) それでは、以降は相模会長に委員会の進行をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

(会長) それでは、委員会を進めてまいりたいと思いますが、まず、本委員会の日程について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、御説明いたします。

お手元の「指定管理者選定委員会の開催日程(案)」をごらんください。

A4サイズ1枚ものの横長の資料で、お机に置かせていただいているものでございます。公募により選定を行っていただく本委員会につきましては、十分な調査・審議を行っていただくため、予備日を入れて5日間の日程で開催いただいております。

本日は、第1日目として、この後、資料3の施設の概要及び管理運営状況について説明させていただきます。その後、資料4の募集要項(案)、資料5の仕様書(案)について御説明させていただきます。これらにつきましては、委員の皆様から御意見をいただいた上で、本市において最終決定してまいります。

続きまして、資料6の選定基準(案)について御説明いたします。

この選定基準は募集要項や仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様から申請団体を評価いただく際の基準となるものでございます。これにつきましても、本日、委員の皆様から御意見をいただいた上で確定いただければと考えております。

また、本日の委員会で募集要項等を御確認いただき、本市においてその内容を確定いたしますと、7月18日からホームページ等で配布を行い、説明会、質疑応答などを経て、8月2日から応募書類の受け付けを行う予定となっております。

また、第2回、次回の委員会では、申請団体から提出された事業計画書等の提案内容が、本市が求める要求事項を満たしているかを御確認いただくとともに、プレゼンテーションの実施方法について、御審議いただきたいと思います。

続きまして、第3回の委員会では、申請団体によるプレゼンテーションを実施し、第4回の委員会で採点結果を御報告いたしまして、委員の皆様との合議の上、御答申をいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(会長) ただいま説明がありました事項につきまして、委員の皆さんから何か御質問とか御意見はございますか。

(「なし」の声あり)

案件(2) 委員会の運営について

(会長) よろしいですか。それでは、次に、案件(2)委員会の運営についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) それでは、御説明いたします。

お手元にお配りしております資料8「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」(抜粋)をごらんください。

この規程は、本市における審議会の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。第3条の網かけ部分でございますが、本市では原則として会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載をしております(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる旨を規定しております。

また、第4条におきまして、会議を公開とするか、非公開とするかの決定は、この会議において御決定いただく旨を規定しております。

事務局としましては、本委員会で御議論いただく内容については、この第3条の(2)、枚方市情報公開条例第6条の規定による非公開情報が含まれるものと考えております。

具体的には、資料の裏面をごらんください。

本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、本委員会では、この(6)意思形成過程情報を審議するものと考えており、会議を「公開しないことができる」ものと考えております。

恐れ入りますが、資料の表面にお戻りください。

次に、会議録の作成についてでございますが、規程の第7条第3項の(1)にありますように、審議の経過がわかるように、発言内容を明確にして記録するものとされております。これは、委員の皆さんの発言内容について、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。ただし、発言者名につきましては個人名を記載せず、単に会長、副会長、A委員、B委員、C委員と表記させていただいてはどうかと考えております。

なお、事務局としましては、会議録については事務局で作成し、全委員に御確認いただいた上で、答申をいただいた後、「意思形成過程」ではなくなった段階で公開する取り扱いとしていただいております。以上でございます。

(会長) ただいま事務局から委員会の公開について説明がありましたけれども、委員の皆様から何か御質問か御意見がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

(会長) よろしいですか。では、御質問、御意見ないようですので、お諮りします。

本件につきまして、委員会の会議は非公開、会議録は作成の上、委員会の答申後に公開と、これに御異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) ありがとうございます。異議なしと認めます。

本件につきましては、ただいま申し上げたとおりに決定いたします。

次に、委員会の提出資料の取り扱いについて、事務局からの説明をお願いします。

(事務局) それでは、委員会の提出資料の取り扱い、公開・非公開について、御説明いたします。

事務局としましては、先ほど御決定いただいた委員会の会議録と同様、委員会の提出資料につきましても、枚方市情報公開条例第6条の規定による非公開情報が含まれるもの、すなわち、「意思形成過程情報」に該当するものとして、答申をいただいた後に公開する取り扱いとしていただいております。

ただ、資料のうち、委員名簿につきましては、情報公開を進める今日の状況から、本市では公表している現状がございます。

つきましては、この委員名簿の取り扱いについても、ここで御協議いただければと考えております。以上でございます。

(会長) ただいま事務局から委員会資料の取り扱いについて説明がありましたけれども、委員の皆様から何か御質問、御意見ございますか。

私の意見ですが、委員名簿につきましては、委員会の透明性確保の観点から、お配りしている資料2のように、どなたが委員に就任されているのか、それがわかるようにお名前と御職業について資料2に記載されている程度に公表してはどうかと思うのですが、皆様のお考えはいかがでしょうか。よろしいですね。ありがとうございます。

それでは、お諮りします。

本件について、委員会の提出資料については、本委員会の答申後に公開する。ただし、委員名簿については、氏名、職業について公表することに御異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) ありがとうございます。異議なしと認めます。

よって、本件については、ただいま申し上げたとおりに決定いたします。

案件(3)①枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況について

(会長) 次に、案件(3)の①枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

(事務局) 少々お待ちください。

(会長) 施設の概要等については全員がそろってからの方がいいですかね。今までは会議自体の構成とか情報の取り扱いとか、そういうところのお話でしたけれども、一旦休憩をして、もう一人の委員が来られるまでお待ちするという事で委員の皆さん、よろしいでしょうか。よろしいですね。ありがとうございます。休憩は大体何分ぐらいで。

(事務局) 京阪電車の運行状況を確認いたしましたところ、遅れはありますが、順次運行再開をしている状況です。

(会長) それでは、10分程度休憩を取るということでお願いします。

[10分休憩]

(会長) B委員と連絡がつきにくい状況ですので、本会議は定足数に達しておりますので、このまま進むということでよろしいでしょうか。

(事務局) よろしくをお願いします。

それでは、(3)の①枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの施設の概要と管理運営状況についてを議題とします。

事務局からの説明をお願いします。

(事務局) それでは、御説明させていただきます。

資料3 枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況についてをごらんください。

特別養護老人ホームから御説明をさせていただきます。枚方市立特別養護老人ホームの施設の利用状況でございますが、各年度を比較いたしますと、特別養護老人ホーム入居率は90%後半で推移をしております。これは退所者が出た場合に新規の入所者を決定する際の時間的ロスの蓄積があるということが主な理由でございます、実質的な入居率は、ほぼ100%でございます。

次に、ショートステイの利用率は各年度60%から60%の後半で推移をしております。本施設は全て2人部屋もしくは4人部屋のため、男女の利用者の調整が必要となり、結果として60%の利用率となります。

(3) では収支状況を記載しております。

裏面に参りまして、市立特別養護老人ホームでは、平成26年度、平成28年度につきましては、それぞれマイナス収支となっておりますが、これは法人本部への償還など、現在運営されている法人の経理上の処理により発生しているもので、事業活動収支としては、プラス収支となっております。

次に、枚方市立デイサービスセンターについてでございますが、(1) 利用状況としましては、平成26年度から28年度まで、60%の中ほどといった利用率で推移をしております。

(2) としまして、収支でございます。

次のページに移りまして、各年度のマイナス収支で推移をしておりますが、これも先ほどの特別養護老人ホームと同じく、法人本部への償還など、現在運営されている法人の経理上の処理により発生しているもので、事業活動収支としては、介護報酬改定のあった平成27年度以外、平成26年度、平成28年度ではプラス収支となっております。

次に、施設の概要についてでございますが、枚方市立特別養護老人ホームと枚方市立デイサービスセンターの所在地は、枚方市交北三丁目1番52号でございます。

平成5年5月1日に開所しており、現在まで24年間、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会が運営をされています。

こちらの建物は6階建ての建物でございます、1階部分が枚方市立デイサービスセンター、2階部分は枚方市立特別養護老人ホームとなっております、3階から6階はシルバーハウジングという大阪府営住宅でございます、大阪府と枚方市の合築の建物でございます。

主な施設内容としましては、特別養護老人ホーム入所定員が50名、ショートステイが10名、デイサービスセンターが30名で、開館時間は、特別養護老人ホームが24時間、デイサービスセンターが9時から18時となっております。

以上、簡単ではございますが、**資料3** 枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの管理運営の状況と施設の概要についての御説明とさせていただきます。

(会長) ただいま説明がありました内容について、事務局の皆様、御質問、御意見はございませんか。

お願いします。

(副会長) 前からちょっと気になっていましたが、よくこの市役所の封筒の後ろにサンポエムひらかたというのは通称名みたいなものですかね、広告が載ってありますよね。この広告代というのは、こちらの歳出のところに入っているんでしょうか。私の父もサンポエムひらかたさんにお世話になっていたのですが、広告が入っているのがすごく気になっていたのですが、これは事業者の方が広告を出している形になっているのでしょうか。

(事務局) そうですね、サンポエムひらかたが広報課の方に申し込んで、広告を掲載をしてもらっているというものでございます。

(副会長) では、枚方市が出しているものではなくて、事業者が出しているのですね。広告代って結構高いと思うのですが。

(事務局) 基本的に、本市の新たな歳入確保の取り組みの一つとして、広告料による市の歳入確保と、そういった取り組みでやっている一環かなという風に認識しております。

(副会長) あと、収支状況は結構赤字で、法人本社への繰り入れというお話でしたが、単独の収支というのはプレゼンテーションの時にまた見せていただいたりとかできるんでしょうか。

(事務局) 申し込み法人から提出のあった分につきましては、提出資料の中に、この後、募集要項の御説明をさせていただくんですが、そこの中の提出書類の中で、直近の3事業年度の事業報告書と、それから貸借対照表等提出をしていただくということになっておりますので、こちらの法人さんが申し込まれますと、そういったものが全て提出されるということでございます。

(副会長) わかりました。ありがとうございます。

(会長) 他に何かありませんか。よろしいですね。

案件(3)②枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者募集要項、基本仕様書について

(会長) それでは、案件3の②枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者募集要項、基本仕様書についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者募集要項(案)、基本仕様書(案)について御説明をさせていただきます。

資料4をごらんください。

この施設は、平成5年に開所し、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入しております。

このたび、指定管理期間が満了することから、枚方市立特別養護老人ホームと枚方市立デイサービスセンターを一体的に運営する指定管理者を募集するものでございます。

施設概要につきましては、先ほどの御説明と重複いたしますので、詳しい説明は省略をさせていただきます。

資料1 ページ中ほど、枚方市立特別養護老人ホームですが、1の(1)管理運営方針とし

まして、介護保険法及び老人福祉法に基づく特別養護老人ホームのサービス提供を行う旨、記載しております。

(2) は業務の範囲、内容を記載しております。

2 ページに参りまして、2、管理運営の管理の基準でございますが、各関係法令の定めに従った管理運営を行い、遵守するよう求めております。(2) の開所時間は24時間で、休所日はございません。

次に、枚方市立デイサービスセンターでございますが、(1) 管理運営方針としまして、介護保険法及び老人福祉法に基づくデイサービス提供を行う旨、記載しております。

(2) には業務の範囲、内容を掲載しております。

3 ページにまいりまして、管理の基準でございますが、特別養護老人ホームと同様、各関係法令の定めに従った管理運営を行い、遵守するよう求めております。

(2) の開所時間は9時から18時で、休所日は毎週日曜日と1月1日から1月3日までの日となっております。

以下は枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの共通事項となりますが、1、指定期間としまして、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間としております。

2 では、行政財産目的外使用許可の取り扱いとしまして、現在の許可状況と今後の取り扱いについてまとめております。

4 ページに参りまして、3、指定管理業務従事者通勤用具の駐車スペースにつきましては、施設敷地内に確保できない旨を記載しております。

4 では、あらかじめ貸与する備品の取り扱いについて記載をしており、具体的な備品の内容につきましては、本募集要項の別表1として最後に添付をしております。

5 では、市と指定管理者の費用負担とリスク分担についての記載となり、具体的な内容としましては、後ほど御説明いたします資料5、枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター基本仕様書に定めているものでございます。

6 では、提案に当たっての確認事項としまして、事業計画における記載事項の確認事項をまとめているものでございますが、確認事項の中身につきましては、後ほど案件3の選定基準を御審議いただく際に御説明させていただきます。

7 ページにお進みください。

7 では、指定管理者に付与する権限について、

8、経理に関する事項では、当施設は利用料金制をとっておりますので、指定管理者が得る利用料金の収受、利用料金の額について記載しております。

9 ページに移りまして、申請者の資格につきましては、(1) で社会福祉法に規定される社会福祉法人であって、特別養護老人ホームとデイサービスセンターの運営実績を有していることを資格要件としております。

そのほか国税等の完納等や指定管理者となることができない資格要件について記載をしております。

10 では指定管理者の義務について、公平かつ公正な利用促進や、秘密保持義務、労働関

係法令の遵守などについて、16の項目にわたって遵守すべき内容を10ページまで記載しております。

続きまして、11では、その他の業務の範囲と内容としまして、次のページにうつりますが、指定管理者と選定された場合、3階から6階部分のシルバーハウジング居住者に対して生活援助員を派遣する事業を別途市から受託することについて記載をしております。

12では、提出書類について。次のページに移りまして、13では、複数の法人が構成するグループで応募する際の留意事項について。

14では、募集要項、申請書、様式の配付及び資料の閲覧について。

次のページに移りまして、15では質疑期間について、16、申請書の受付期間について、次のページに移りまして、17では選定についての記載となります。

選定に当たってはプレゼンテーションを実施することや、留意事項といたしまして、募集の結果、申請団体が一団体であった場合においても当該申請を選定委員会にお諮りし、審査の設置目的に即してその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものか等の適否について審査を行う旨、記載しております。

「18、指定について」でございますが、本市が選定委員会からの答申を受け、市議会に指定候補者を指定管理者とする指定議案の提出を行い、議会の議決を得て、指定管理者として指定されることになる旨、記載をしております。

19では、指定管理者指定後の手続き等について、20では、事業を実施する上で必要な業務について平成30年4月1日より支障なく業務が実施できるよう、準備、引き継ぎを行っていただく旨、記載をしております。

21では、その他といたしまして、応募の参考となるよう、先ほど案件1で説明いたしました、枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの管理運営状況等について15ページから17ページにかけて掲載しており、次のページが別表1としまして、備えつけの備品の一覧となっております。

続きまして、資料5になりますが、枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター管理運営業務基本仕様書（案）について御説明させていただきます。

基本仕様書は、市立特別養護老人ホーム・市立デイサービスセンター管理運営に当たっての原則的な条件を記載したものでございます。

1ページでは、1. 指定期間 2. 業務の対象施設、3. 管理運営業務の内容を記載しております。

管理運営業務の内容としましては、(1) 施設運営業務及び利用者支援業務から次のページの(7) その他必要な管理運営業務まで七つに分けて細分化し、詳細につきましては5ページから8ページにかけまして、11業務区分別の要求事項について記載し、参照できるようにしております。

もう一度、2ページのほうに移りまして、2ページでは業務実施方針について、4、実施業務・実施方針について、5では業務実施体制について、次のページに移りまして、6では関係法令の遵守について、次のページに参りまして、6、安全管理について、7の(1)では日常時の安全管理の対応についてと(2)では緊急時・災害時の対応について記載してお

ります。

8では、監督官公署等への提出書類として、法令に基づく各監督署などへの各種届出や報告等を適切に行う旨を記載しております。

次のページに移りまして、9では対外折衝について、10では各種報告・文書管理としまして、指定管理者業務の実施状況を市に報告することについて、11では、先ほど御説明いたしました指定管理者が行う七つの業務の要求事項で、枚方市立特別養護老人ホームと枚方市立デイサービスセンターで行っていただく各業務区別の要求事項について記載しております。1では枚方市立特別養護老人ホームと枚方市立デイサービスセンターで実施する介護保険法や老人福祉法、障害者総合支援法に基づく各サービスについて、現在の利用者の意向を尊重し、継続的に利用することができることを求めています。

6ページに移りまして、(2)では総合マネジメント業務について、(3)では建築設備等に関する保守管理業務について、(4)では設備運転監視業務について、(5)では衛生管理業務について、(6)では清掃業務について、(7)ではその他必要な管理運営業務として日報、月報の作成やモニタリングの実施、利用者アンケートの実施、施設サービスの向上に努めることについて、8ページに移りまして、8ページでは市が行うモニタリングについて記載をしております。

次に、12では、費用負担といたしまして、指定管理者の業務の実施に当たって市と指定管理者の費用分担について、下の表にまとめております。

9ページに移りまして、13は責任分担としまして、指定管理者の業務の実施に当たって、リスク発生時に備え、市と指定管理者が対応すべきそれぞれの事象の分担を下記の表に定めております。

10ページに移りまして、14、個人情報の保護について、15、不可抗力への対応について、11ページに参りまして、16、指定管理期間の終了について、17、引き継ぎ、18、その他につきましては記載のとおりとしております。

以上、簡単ではございますが、資料5、枚方市立特別養護老人ホームと枚方市立デイサービスセンターの管理運営業務基本仕様書(案)についての御説明とさせていただきます。

次に、資料4、募集要項の後ろのほうに添付しております【別紙1】事業計画確認事項一覧について補足の説明をさせていただきます。横長の資料になります。

こちらの書類につきましては、申請団体に求める提出書類の一つとして位置づけているものでございまして、内容としましては、申請団体が提出する事業計画書の概要版的なものとなります。

左端から、それぞれ、本市が当該施設の管理運営において求める要求事項、確認事項を記載しております。申請団体はその右隣の提案内容の欄にそれぞれ事業計画書における記載内容を抜粋、または要約する形で記載するものでございます。

なお、一番右の欄には、当該内容が事業計画書において掲載されているページ数を記載します。

これら右側2列の記載内容は、申請団体自らが記載するものであり、本市は一切手を加えませんので、あくまで申請団体の責任のもと、作成していただくようになります。

委員の皆さんに御審査いただく対象は、あくまで事業計画書そのものでありますが、事業計画書そのものが膨大な内容となるケースもありますので、そうした意味で審査する参考にしていただければと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

(会長) ただいま説明がありました募集要項と基本仕様書につきまして、委員の皆様から御質問・御意見はございますか。

お願いいたします。

(A委員) 行政財産目的外使用の枚方市在宅介護支援センターでありますとか、ホームヘルパーステーション、これは上を見ると目的外使用に伴う収入は指定管理者のものとしすたとありますが、これはどこかに入れとるんですか、概要の中で収入と収支とありますが、別の会計で処理されているんですか。

(事務局) そうです。

(A委員) というと、シルバーハウジングの事業も一緒に、これも別途の会計で処理されているということですか。

(事務局) そうです。資料3の収支状況の有無につきましては、あくまで市立特別養護老人ホームとショートステイを合わせた収入となっております、ここに記載をしておりますケアプランセンターとか訪問介護事業所、それから別途委託を受けておりますシルバーハウジングへの委託料については入っていないものとなっております。

(A委員) この50床の特別養護老人ホームですが、これは居室としては何人部屋、個室ですか。

(事務局) 4人部屋と2人部屋。

(A委員) 4人部屋と2人部屋ですか。今は個室の時代ですからね。そういう声は出ていないのですか。施設側や市側から。

(事務局) 今ユニット型の特別養護老人ホームというのは主流にはなってきておりますけれども、一方で多床室では、利用料が安くなるということもございますので、双方でメリットがあるものだと考えております。

(A委員) 低所得者の人が多いということですか、入居者の方は。

(事務局) 利用者の方の経済状況はそれぞれですが、ただ、やはり一定以上の負担はできない方が選ばれているという傾向はあると思います。

(A委員) はい、わかりました。

(会長) 他に御質問ございますか。よろしいですね。

それでは、ただいま説明がありました指定管理者の募集要項と基本仕様書につきましては、事務局から説明がありましたとおりの案を了承するということで進めさせていただきます。

案件(3)③枚方市特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの指定管理者選定基準について

(会長) 次の議題に参ります。

案件（３）の③枚方市特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの指定管理者選定基準についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

（事務局） それでは、選定基準について御説明させていただきます。

資料６の選定基準（案）をごらんください。

この選定基準は、募集要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様へ申請団体を御採点いただく際の基準となるものでございます。

まず、１の指定管理者選定基準の位置づけ及び選定の基本的な考え方としまして、申請団体の提案する事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する旨を記載しております。

次に、２として、本委員会の審議体制について、３として、審議・採点の方法についてそれぞれ記載しており、本委員会において申請団体の申請書、事業計画書等を審議し、御採点いただく旨を記載しております。

次に、４として、選定結果の公表につきましては、各申請団体に通知するほか、選定の概況等をホームページに公表する旨を記載しております。

次に、ローマ数字のⅡ 選定委員会における審議の内容について、御説明させていただきます。

まず、１、内容審査でございますが、資料の３ページ以降の事業計画に関する内容の審査の表、一番左の欄の「要求事項」を単位としまして、２ページに記載のとおり、各委員にAからEまでの５段階で御評価いただきます。仮に、全ての要求事項でA評価、満点をつけられた場合、委員１人当たりで２００点満点となりまして、委員５名で合計１，０００点満点となるものでございます。

恐れ入りますが、審査、採点方法に係る考え方等の詳細につきましては、参考資料「資料６ 指定管理者選定基準に係る補足説明資料」により御説明をさせていただきたいと思っております。参考資料をごらんいただけますでしょうか。

一部、先ほどの説明と重複いたしますが、まず、指定候補者の選定に当たりましては、申請団体が提出する事業計画書の内容審査による得点を委員１人当たり２００点、委員５人分で合計１，０００点満点とする評価方式でございます。

この採点につきましては、資料１ページ目の中段に記載しております「選定基準」（抜粋）のとおり、①経営方針や②指定管理者の指定を申請した理由といった「要求事項」を単位として、AからEの５段階評価を行っていただくものとなっております。

資料の２ページ目をごらんください。採点に係る具体的な手順を記載しております。

行程①といたしまして、まず、申請団体から提出された事業計画書の記載内容が、本市が求める「確認事項」を満たしているかどうかを御確認いただきます。

資料に記載しております図は、申請団体から提出されてまいります書類の一つである「事業計画確認事項一覧」でございます。この資料を目当てに、本市の求める「確認事項」に対する提案がなされているのか、その概要とともに事業計画書本体における掲載ページの記載内容を御確認いただきます。

恐れ入りますが、資料の３ページをごらんください。

行程②といたしまして、事業計画書への記載内容が本市が求める「確認事項」を満たしているかどうかについて御判断いただきます。

なお、事業計画書の記載内容だけで「確認事項」を満たしているかどうかの判断が行いたい場合や疑問点がある場合等は、申請団体によるプレゼンテーションの場で、質疑等を行っていただき、御確認、御判断いただくものとなります。

その上で、まず、パターン①と記載しておりますが、「確認事項」を満たしていると御判断された場合でございます。

本市が求める基礎的事項である「確認事項」を満たしている場合は、まず、基礎点のC評価であることが確定いたします。つきましては、続いて、「加点事項」に該当するかどうかの御確認、御判断をいただくこととなります。

「加点事項」とは、申請団体の提出する事業計画書において、「確認事項」を上回る提案がなされている場合に加点するための目安となる事項でございます。その内容につきましては、資料下段の図、「選定基準」におきまして、角の丸い四角で囲んでおります列に記載しております。

申請団体の事業計画書において、この加点事項の内容を全て満たす提案が行われている場合、例えば、①経営方針において、1から3の加点事項が全て満たされている場合はA評価となり、一部が満たされている場合はB評価となるものでございます。

資料の4ページ目をお開きください。

次に、パターン②としまして、「確認事項」を満たしていない場合の取り扱いでございます。

「確認事項」を満たしていない場合はC評価とはならず、A評価やB評価にもなりません。つきましては、減点に係る評価である、D評価、E評価の御判断をいただくものとなります。

それぞれ、D評価は「確認事項」についての記載があるものの、内容に不明確な点がある場合、また、E評価は「確認事項」についての記載がない、または、確認事項が求める内容を全く理解していない記載が1項目でもある場合としております。

ただし、例えば、申請団体のプレゼンテーションで内容が不明確な部分が明確になった場合など、D評価と思われていたものをC評価に変える等の御判断をいただくことも想定されるものとなります。

次に、資料最下段にまいりまして、行程③といたしまして、最終的な評価を御確定いただきましたら、事務局において委員の皆様の採点結果を得点化し、委員の皆様に提示させていただきます。

以上が、審査、採点に係る大まかな流れとなります。

なお、次のページ以降には、内容審査の採点と、得点化に係るイメージを記載しております。委員の皆様にはAからEで御評価いただきますが、その得点化については、事務局にて行うこととしております。

次に、**資料6**にお戻りいただけますでしょうか。

3ページから6ページにかけての「事業計画に関する内容審査」をごらんください。

一覧表の要求事項及び確認事項に記載されている内容は、**資料4**募集要項（案）の4ページから6ページに記載をしておりました提案に当たっての確認事項と同じ内容でございます。

す。

表の要求事項は、指定管理申請時の事業計画書の3、事業計画を達成するための必須事項として挙げております。

要求事項の項目といたしましては、1、申請法人における方針等に関する事項、2、施設の経営方針に関する事項、次のページに参りまして、3、施設の管理に関する事項、次のページに参りまして、4、情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項、5、緊急時における対策に関する事項、6、その他の6つの項目挙げております。これらの要求事項、確認事項をもとに枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンターの設立趣旨に合致し、利用者に満足いただけるサービス提供をできる指定管理者となつていただきたいと思いますと考えております。

以上、選定基準に関する説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

(会長) ただいま説明がありました選定基準の内容について、委員の皆様から御質問とか御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

(事務局) それでは、特に御意見もないようですので、本件については、ただいま事務局から説明がありましたとおりの選定基準に基づき選定を行うということといたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

よつて、枚方市立特別養護老人ホーム・枚方市立デイサービスセンター指定管理者選定委員会を閉会します。

委員の皆様及び関係部署の皆様、本委員会の運営に御協力をいただき、ありがとうございました。

【枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定委員会】

(会長) それでは、引き続きまして、第1回枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定委員会を開会します。

先ほどと重複する案件について、一部省略させていただき、レジュメにあります案件(3)の①枚方市立くずは北デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況についてから審議を行いたいと思います。よろしくお願ひします。

では、事務局から配付資料の確認をお願ひします。

(事務局) それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず最初に、本日の委員会の日程を記した紙が1枚ございます。

次に、紙のファイルの中ですが、資料1から資料11と、参考資料がございまして、それぞれ該当の資料番号をインデックスで表示しております。

また、紙ファイルとは別に、「指定管理者選定委員会の開催日程(案)」というA4横長1枚ものの日程表と先ほどの「別紙 参考資料」を別途お配りしています。

資料は以上ですが、配付漏れはございませんでしょうか。

では、次に、委員会への諮問内容に係る御説明に移らせていただきます。

お手元の「別紙 参考資料」の裏面をごらんいただきますようお願いいたします。

本委員会の諮問対象である「枚方市立くずは北デイサービスセンター」の選定内容について記載しております。

資料の表、左端の列に選定方法などの区分を、真ん中の列に、本施設枚方市立くずは北デイサービスセンターにおける選定の内容を、また、右端の列には、備考といたしまして本市における指定管理者制度の運用における原則的な取り扱いをそれぞれ記載しております。

選定方法、指定管理期間、指定管理料、利用料金制の3つとも先ほどの委員会で御審議いただきました内容と同じでございまして、選定方法は「公募」、指定管理期間は平成30年度から平成35年度で、利用料金制を採用するものとしております。

以上が、本施設の選定に際しての基本的な事項でございます。

案件(3)①枚方市立くずは北デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況について

(会長) 次に、案件(3)の①枚方市立くずは北デイサービスセンターの施設の概要と管理運営状況についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、案件(3)の①枚方市立くずは北デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況について御説明をさせていただきます。

資料3をごらんください。

枚方市立くずは北デイサービスセンターは、平成9年に開所し、平成18年度から指定管理者制度を導入しております。

平成9年当初から19年にわたって現指定管理者の大阪府母子寡婦福祉連合会が管理運営業務を行っております。

それでは、管理運営状況(1)施設の利用状況をごらんください。

平成26年度から平成28年度にかけて延べ利用者数が増加しております。これは広報活動の強化が功を奏したことと利用時間区分の見直しを行い、より利便性が向上したことに伴って利用者が増加してきているものでございます。

次に、(2)収支状況でございますが、歳入につきましては平成26年度から平成28年度にかけて、利用者の増加に伴い介護保険収入が増えたことにより増加しております。

歳出に移りまして、利用者増に対する人件費等の増加により、平成26年度から平成28年度まで歳出は伸びてきておりますが、裏面に参りまして、収支差額といたしましては、各年度プラス収支となっております。

施設の概要でございますが、(1)所在地を記載しております。

枚方市立くずは北デイサービスセンターの所在地は、枚方市楠葉野田三丁目12番3号、本市の北端に位置し、デイサービスセンター単独の施設となっております。

施設の内容としましては、利用者定員は35名で、休所日は毎週日曜日と1月1日から1月3日までの日で、開館時間は9時から18時となっております。

以上、枚方市立くずは北デイサービスセンター管理運営の状況と施設の概要についてであります。以上でございます。

(会長) ただいま説明のありました施設の管理運営状況と施設の概要について、何か委員の皆様から御質問、御意見はございますか。

(「なし」の声あり)

(会長) よろしいでしょうか。

案件(3)②枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者募集要項、基本仕様書について

(会長) それでは、次の案件に移ります。

案件(3)の②枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者募集要項と基本仕様書についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) それでは、資料4枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者募集要項(案)及び資料5枚方市立くずは北デイサービスセンター管理運営業務基本仕様書(案)に基づき御説明いたします。

この施設は平成18年4月1日から指定管理者制度を導入しております。このたび、指定管理期間が満了することから、平成30年4月から枚方市立くずは北デイサービスセンターの管理運営を行う指定管理者を募集するものでございます。

施設概要につきましては、先ほどの御説明と重複いたしますので、詳しい御説明は省略させていただきます。

次に、2の(1)管理運営方針としまして、介護保険法及び老人福祉法に基づくデイサービスの提供を行う旨、記載しております。

(2)には業務の範囲・内容を記載しております。

2ページに参りまして、3、管理の基準でございますが、各関係法令の定めにとつた管理運営を行い、遵守するよう求めております。

(2)の開所時間は9時から18時で、休所日は毎週日曜日と1月1日から1月3日までの日となっております。

1、指定期間としまして、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間としております。

5では、施設利用の条件としまして、当センター敷地の一部が高齢者の健康づくりのためのゲートボール用地としており現在使用している団体への目的外使用許可を行う旨記載しております。

6では、行政財産目的外使用許可の取り扱いとしまして、現在の許可状況と今後の指定期間中の取り扱い予定をまとめております。

以下は、先ほどの委員会で御説明させていただいた内容とほぼ同じ内容となっておりますが、7では指定管理者業務従事者通勤用具の駐車スペースについて、8では備品について、9では費用負担及びリスク分担について、10では提案に当たっての確認事項について。5ページにお進みいただきまして、11では指定管理者に付与する権限について、12では経理に関する事項について、次のページに参りまして13、申請者の資格につきましてでございますが、法人であることのほか介護保険制度となりまして17年を経過し、その間、デイ

サービス事業所については、設立しては数年で廃止するといった事業所も多数ございました。公の施設を安定的、継続的に運営していただく事業所を選定する必要に鑑み、介護保険法に規定する通所介護の運営実績が10年以上あり、かつ運営を継続していることを条件としております。

そのほか、申請者の資格といたしまして、国税等の完納等や指定管理者となることのできない資格要件について記載をしております。

14、指定管理者の義務については、先ほどの委員会で御説明させていただいた内容と同様の記載となります。

9ページに移りまして、15では提出書類について、10ページに移りまして、16では複数の法人がグループで応募する際の留意事項について、17では、募集要項・申請書・様式の配布及び資料の閲覧について、18では質疑期間について、19では申請書の受付について、20では、選定の方法について、21、指定について、22、指定管理者選定後の手続について、23、事務引継ぎについて、24、その他といたしまして、資料3にて御説明いたしました現在の管理運営の状況の一覧を掲載しております。また、次のページでは、別表として、備えつけ備品の一覧を添付しております。

続きまして、**資料5**枚方市立くずは北デイサービスセンターの基本仕様書（案）について御説明をさせていただきます。

1ページでは、1、指定期間、2、業務の対象施設、3、管理運営業務の内容を記載しております。

業務内容としましては、(1)施設運営及び利用者支援業務から(8)その他必要な管理運営の八つの業務に細分し、各業務の要求事項等の詳細を4ページから8ページにかけて1、業務区分別の要求事項について記載し、参照できるようにしております。

次に、2ページには、4、業務実施方針と5、業務の実施体制について、3ページにまいりますが、6、関係法令の遵守について等につきまして記載をしております。

4ページでは7、安全管理について、8、監督官公署への提出書類について、9として対外折衝について、10、各種報告・文書管理についての記載になります。

次に、11、業務区分別の要求事項については先ほど御説明をさせていただきました8つの業務の要求事項で、事業計画における記載事項の確認事項をまとめたものでございます。

8ページに参りまして、12では費用負担について、9ページに参りまして、13、責任分担について、10ページに参りまして、14、個人情報保護について、15、不可抗力への対応について、11ページに参りまして、指定管理期間の終了について、17、引継ぎについて、18、その他につきましては記載のとおりとしております。

以上、簡単でございますが、基本仕様書の説明とさせていただきます。

次に、**資料4**の募集要項の後ろのほうに添付しております、別紙確認事項一覧表でございますが、こちらの説明については先ほどと重複いたしますので、省略をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(会長) ただいま説明がありました募集要項と基本仕様書につきましては、委員の皆様から何か御質問、御意見はございますか。

(「なし」の声あり)

(事務局) わかりました。

それでは、御意見、御質問も特にないようですので、この件につきましては、ただいま説明がありました募集要項・基本仕様書のとおりで案を了承いたしますので、お願いします。

案件(3) ③枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定基準について

(会長) では、次の案件に参ります。

案件(3)の③枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理選定基準についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、選定基準について御説明をいたします。

資料6選定基準(案)をごらんください。

先ほど同様となりますが、選定基準は、募集要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様へ申請団体を御採点いただく際の基準となるものでございます。

審査、採点方法に係る考え方等の詳細につきましては、重複いたしますので、省略させていただきます。

3ページから6ページにかけての事業計画に関する内容審査をごらんください。

一覧表の要求事項及び確認事項に記載されている内容は、資料4募集要項(案)、4ページから6ページに記載をしておりました9、提案に当たっての確認事項と同じ内容でございます。

表の要求事項は、指定管理申請時の事業計画書の3、事業計画を達成するための必須事項として挙げております。要求事項、確認事項、加点事項の報告内容といたしましては、先ほどの委員会で御説明させていただいた内容と同じ内容となりますので、御説明は省略させていただきます。

これら選定基準に基づいた要求事項、確認事項をもとに、枚方市立くずは北デイサービスセンター設立趣旨に合致し、利用者に満足いただけるサービス提供をできる指定管理者となつていただきたいと考えております。

選定基準についての説明は以上でございます。よろしくをお願いします。

(会長) ありがとうございます。

ただいま説明がありました選定基準につきましては、委員皆様から御質問、御意見をお伺いします。

(「なし」の声あり)

(会長) よろしいですか。

それでは、本件につきましても、ただいま事務局から説明がありましたとおりの選定基準に基づく選定を行うということといたしますので、よろしくをお願いします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、枚方市立くずは北デイサービスセンター指定管理者選定委員会を閉会いたします。皆様、長時間にわたりありがとうございます。

【枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定委員会】

(会長) それでは、引き続きまして、第1回枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定委員会を開会します。

先ほどと重複する案件については一部省略させていただき、レジュメにあります案件(3)の①枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターの施設の概要と管理運営状況についてから審議を行いたいと思います。事務局から配付資料の確認をお願いします。

(事務局) それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、最初に、本日の委員会の日程を示した紙が1枚ございます。次に、紙ファイルの中ですが、**資料1**から**資料11**、それから参考資料といたしまして、それぞれ該当の資料番号をインデックスで表示しております。また、紙ファイルとは別に「指定管理者選定委員会の開催日程(案)」というA4横長1枚ものの日程表と先ほどの「別紙 参考資料」を別途お配りしています。資料は以上ですが、配付漏れ等はありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

(事務局) それでは、次に、委員会への諮問内容に係る説明に移らせていただきます。

お手元の別紙参考資料の裏面をごらんいただきますようお願いいたします。

本委員会の諮問対象であります枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターの選定内容について記載しております。

資料の表、左端の列に選定方法などの区分を、真ん中の列に枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターにおける選定内容、また右端の列に列には、備考といたしまして本市における指定管理者制度の運用における原則的な取り扱いをそれぞれ示しております。

選定方法、指定管理期間、指定管理料、利用料金制の3つとも先ほどの委員会で御審議いただきました内容と同じでございます。選定方法は公募、指定管理期間は平成30年度から平成34年度までで、利用料金制を採用するものとしております。

以上が、本施設の選定に際しての基本的な事項でございます。

(会長) ありがとうございます。

案件(3)①枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況について

(会長) 次に、案件(3)の①枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況についてお願いいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、御説明をさせていただきます。

資料3枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターの施設の概要及び管理運営状況についてをごらんください。

枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターは平成10年にオープンし、平成18年度から指定管理者制度を導入しております。

平成10年当初から19年にわたって現指定管理者の社会福祉法人四天王寺福祉事業団が管理運営業務を行っております。

管理運営状況（1）施設利用状況をごらんください。

延べ利用可能人数が平成27年度から増えておりますが、これは平成26年度末に祝日も利用者の受け入れを行う旨の条例改正を行ったことによるものであり、より利用しやすい環境を整えております。

次に、（2）収支でございますが、収入につきましては平成26年度末の条例改正において開所日数が増加したことに伴い微増しております。

歳出につきましては、この3年間8,600万円前後で推移しておりますが、平成27年度につきましては、介護報酬改定の影響を受けマイナス収支となりましたが、平成28年度については改善をされております。

2、施設の概要でございますが、所在地は枚方市新町二丁目1番35号、枚方市立総合福祉会館、通称ラポールひらかたでございますが、4階建てのラポールひらかたの中の1階の一部がデイサービスセンターとなっております。

主な施設内容につきましては、利用定員は50名で、休所日は毎週日曜日とラポール自体が閉館いたします12月29日から1月3日までで、開館時間は9時から17時となっております。

以上、簡単でございますが、枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターの管理運営の状況及び施設の概要についての御説明とさせていただきます。

（会長） ただいま説明がありました内容について、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

案件（3）②枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者募集要項、基本仕様書について

（会長） それでは、次に移ります。

案件（3）の②枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者募集要項、基本仕様書についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

（事務局） それでは、資料4枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者募集要項（案）及び資料5枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター管理運営業務基本仕様書（案）に基づき御説明いたします。

まず、資料4でございますが、施設概要につきましては先ほどの説明と重複いたしますので、詳しい説明は省略させていただきます。次に、2の（1）管理運営方針としまして、介護保険法及び老人福祉法に基づくデイサービスの提供を行う旨、記載しております。

（2）には業務の範囲・内容を記載しております。

次ページに参りまして、3、管理の基準でございますが、各関係法令の定めに基づいた管理運営を行い、遵守するよう求めております。

（2）の開所時間は9時から17時で、休所日は毎週日曜日と12月29日から1月3日

までとなっております。

続きまして、指定期間としまして、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間。5、でございますが、施設利用にあたっての条件でございます。本施設はラポールひらかたの当デイサービスセンター以外の部分については、別の指定管理者が管理運営を行っておりまして、当該指定管理者から会館の管理運営上の相談があった場合は協力することなどについて記載をしております。

以下は先ほどの委員会で御説明させていただいた内容と同じ内容になりますが、6では、指定管理業務従事者通勤用具の駐車スペースについて、7では備品について、8では費用負担及びリスク分担について、9では、提案に当たっての確認事項について、5ページにお移りいただきまして10では指定管理者に付与する権限について、11は経理に関する事項について、それぞれ記載しております。

12、申請者の資格につきましてでございますが、先ほどのくずは北デイサービスセンターと同様、デイサービス事業単体のため、介護保険法に規定する通所介護の運営実績が10年以上あり、かつ運営を継続していることを条件としております。

次のページに参りまして、13、指定管理者の義務について、9ページに移りまして、14では提出書類について、10ページに移りまして、15では複数の法人等がグループで応募する際の留意事項について、16、募集要項・申請書・様式の配布及び資料の閲覧について、次のページに移りまして、17では質疑期間について、18では申請書の受け付けについて、19では選定方法について、20が指定について、それから21、指定管理者選定の手続について、22、事務引き継ぎについて、次のページに参りまして23、その他としまして、資料3で説明いたしました現在の管理運営状況の一覧を記載しております。

また、次のページでは、別表として備えつけ備品の一覧を添付しております。

続きまして、**資料5**枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター基本仕様書（案）について御説明をさせていただきます。

1ページでは、1、指定期間、2、業務の対象施設、3、管理運営業務の内容を記載しております。

業務内容としましては、(1)施設運営及び利用者支援業務から(8)その他必要な管理運営の8つの業務に細分し、各業務の要求事項等の詳細を4ページから8ページにかけて11の業務区分別の要求事項について記載し、参照できるようにしております。

次に、2ページには、4、業務実施方針と5、業務の実施体制について、それから3ページには6、関係法令の遵守について記載をしております。

4ページに参りまして、7では安全管理について、8では監督官公署への提出書類について、9、対外折衝について、10、各種報告・文書管理について、次に、11、業務区分別の要求事項については先ほど御説明をさせていただきました8つの業務の要求事項で、事業計画における記載事項の確認事項をまとめたものでございます。

7ページに参りまして、12では費用負担について、8ページに参りまして、13、責任分担について、9ページでは14、個人情報保護について、15、不可抗力への対応について、16、指定管理期間の終了について、10ページにまいりまして、17の引き継ぎに

ついて、18、その他につきましては記載のとおりとしております。

以上、簡単でございますが、枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者募集要項、基本仕様書案についての御説明とさせていただきます。

(会長) 本案について、委員の皆様から何か御質問、御意見ございますか。

(A委員) 1点だけお聞きしたいのですが、他のデイサービスセンターも同様にはなりますが、基準該当の障害福祉サービスにかかる経理もまとめてあるんですが、実際には基準該当で障害者の方も受け入れているということですか。

(事務局) まず、今、御説明させていただきましたラポールのデイサービスセンター、そちらの方では基準該当による障害者の受け入れは、ほぼ全利用者の3割か4割程度、利用があると聞いております。

先ほど御説明させていただきましたくずは北デイサービスセンターと、あと交北にあります枚方市立デイサービスセンターにつきましては、受け入れができるように基準該当の指定を受けているという状況でございまして、利用につきましては若干名というような状況となっております。

(A委員) くずは北が3割くらい？

(事務局) くずは北はほとんど利用はないです。今ご説明させていただいたラポールデイサービスセンターが3割程度。

(A委員) それは入浴でのご利用などが多いですか。

(事務局) そうですね。生活支援という風に聞いております。

(A委員) そうですか。わかりました。

(会長) ほかに何か御質問、御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

(会長) よろしいですか。

ほかに御質問、御意見ないようですので、本件につきましては、ただいま事務局から説明がありましたとおりの案を了承いたします。

案件(3) ③枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定基準について

(会長) それでは、次の案件に参ります。

案件(3)の③枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定基準についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、選定基準について御説明いたします。

資料6選定基準(案)をごらんください。

先ほどと同様となりますが、選定基準は、募集要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様へ申請団体を御採点いただく際の基準となるものでございます。

審査、採点方法に係る考え方等の詳細につきましては重複いたしますので、省略させていただきます。

続きまして、3ページから6ページにかけての事業計画に関する内容審査をごらんくださ

い。一覧表の要求事項及び確認事項に記載されている内容は、**資料4**募集要項（案）、4ページから6ページに記載をしておりました9、提案に当たっての確認事項と同じ内容でございます。表の要求事項は、指定管理申請時の事業計画書の3、事業計画を達成するための必須事項として挙げております。要求事項、確認事項、加点事項の項目としては、先ほどの委員会で御説明させていただいた内容と同じ内容になりますので、説明は省略をさせていただきます。

これら選定基準に基づいた要求事項、確認事項をもとに、枚方市立総合福祉会館デイサービスセンターの設立趣旨に合致し、利用者に満足いただけるサービス提供をできる指定管理者となつていただきたいと思いますと考えております。

選定基準についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。

ただいま説明がありました選定基準の内容について、委員の皆様、御質問、御意見いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

(会長) よろしいですかね。

それでは、本件についても、ただいま説明のありましたとおりの選定基準、これに基づいて選定を行うということといたしますので、よろしくお願いいたします。

案件(4) その他

(会長) それでは、最後に案件(4)その他について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) 本日、3つの委員会同時に開催をさせていただきましたが、次回につきましてはも同様に、9月11日(月)午後6時30分から、ラポールひらかた3階の研修室1において3つの委員会を順に開催させていただきたいと考えておりますので、御出席のほどよろしくお願いいたします。

それでは最後になりますが、本日の資料につきましては、そのままお席に置いていただきましたら、事務局で次回の委員会まで保管させていただきます。

本日お持ち帰りいただいても結構でございますが、その際は、次回の委員会にお忘れなく御持参いただきますようお願いいたします。

それから、最後にはなりますが、B委員、どうもすみませんでした。

(B委員) 今日は遅くなりまして申し訳ありませんでした。

京都女子大学のBと申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター指定管理者選定委員会を閉会します。

長時間にわたりありがとうございました。

(閉会 午後8時30分)